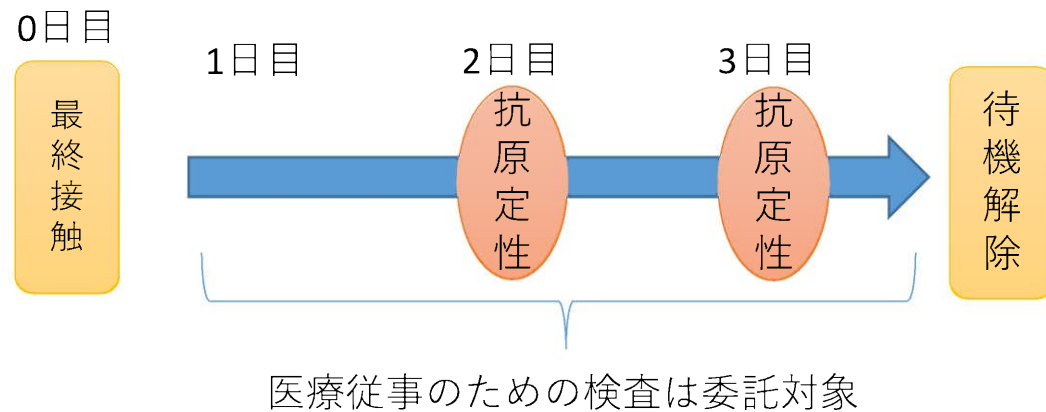
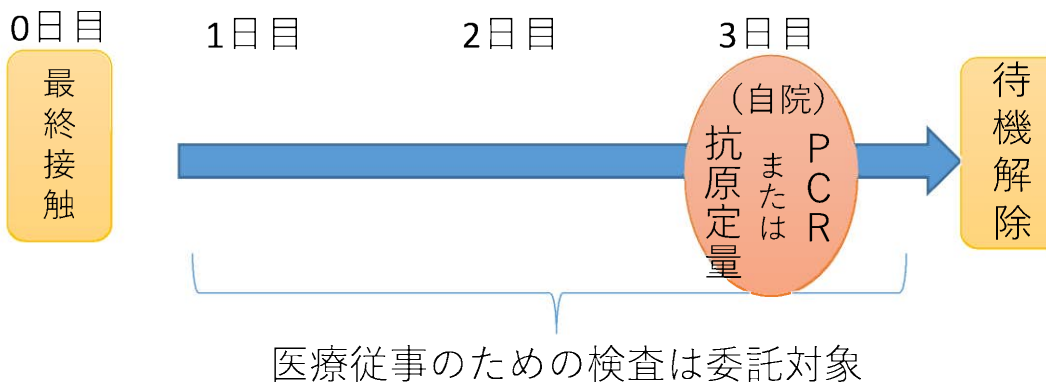


- 濃厚接触者である医療従事者の業務前検査の対象期間については、県内では、オミクロン株が主流となっていることから、最終暴露日から3日間としております。
- なお、今後、濃厚接触者の待機期間の取り扱いに変更があった場合は、それに準じて対象期間が変更となる可能性があります。



1日目～3日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象



# 令和4年度 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査

R4.7.25時点

